

# 三者連絡会(教授職員会、琉大労組、琉病労)

## ニュース 第24号

2009年3月11日

事務局・琉球大学教授職員会(内線 2023)

E-mail [kyoshoku@eve.u-ryukyu.ac.jp](mailto:kyoshoku@eve.u-ryukyu.ac.jp)

<http://www.cc.u-ryukyu.ac.jp/~kyoshoku/>

琉大労組(内線 2024) 琉病労(内線 7-2099)

## 千原事業場の過半数代表者選出について

労働基準法等関係法令に定める意見聴取及び法令で定める労使協定の締結に当たる千原及び上原の各事業場の「職員の過半数を代表する者」の選出が、下記の日程で実施されます。

ご存知の通り、法人化された大学においては、労働組合が組合員を代表して、労働条件に関わる広範な事項について法人と交渉します。たとえ過半数組合でなくても、法人と団体交渉し、拘束力のある協約を結ぶ権利は、憲法や労働組合法で保障されています。そして労働基準法は、幾つかの事柄について、事業場の長が労働者の代表と行うべきことを定めています。就業規則制定・変更時の意見聴取、労使協定の締結、安全衛生委員の労働者側推薦委員の推薦依頼です。そして、私たち労働者を代表するのが、事業場毎の過半数労働組合または労働者の過半数代表です。

琉球大学では、団体交渉において審議され合意されたものを、過半数代表者がその審議経過を踏まえ、意見書を付すようにしてきました。そうすることで、組合の交渉の内容、結果が正しく規則改定に反映されることとなります。今年度の団体交渉では、「職員就業規則」や「職員給与改定」、また「職員の労働時間等に関する規程」など、合意された幾つかの重要事項があります。もちろん時間外・休日労働に関する労使協定や4週間単位の変形労働時間制といった、これまで三者連絡会が勝ち取ってきた重要な協定も、過半数代表者との調印が必要です。さらに、今回のように「諭旨解雇」等が新たに提出されるにあたっては、過半数代表者がしっかりと意見書を付すことが何よりも重要です。これまでも、団体交渉を積み重ねてきた三者連絡会の成果・課題を意見書として付すことができるよう、三者連絡会から団体交渉にも参加している方に過半数代表者をお願いし、事業場のみなさんの了解を得てきました。

**三者連絡会**からは、今年度の過半数代表者に**辻 雄二さん**(教育学部教授)が代表として立候補しています。

組合員の皆さんはもとより、琉球大学で働かれている全ての職員の皆さんの手で、過半数代表者選挙を成功させ、琉球大学をより良い大学へと発展させて参りましょう!!

**宜しくご協力ください!!**

**投票期間：3月16日(月)～3月18日(水)**

**投票場所：各部局選挙管理委員会が設置する場所**

# 三者連絡会(教授職員会、琉大労組、琉病労)

## ニュース 第24号

2009年3月11日

事務局・琉球大学教授職員会(内線 2023)

E-mail [kyoshoku@eve.u-ryukyu.ac.jp](mailto:kyoshoku@eve.u-ryukyu.ac.jp)

<http://www.cc.u-ryukyu.ac.jp/~kyoshoku/>

琉大労組(内線 2024) 琉病労(内線 7-2099)

## 上原事業場の過半数代表者選出について

労働基準法等関係法令に定める意見聴取及び法令で定める労使協定の締結に当たる千原及び上原の各事業場の「職員の過半数を代表する者」の選出が、下記の日程で実施されます。

ご存知の通り、法人化された大学においては、労働組合が組合員を代表して、労働条件に関わる広範な事項について法人と交渉します。たとえ過半数組合でなくても、法人と団体交渉し、拘束力のある協約を結ぶ権利は、憲法や労働組合法で保障されています。そして労働基準法は、幾つかの事柄について、事業場の長が労働者の代表と行うべきことを定めています。就業規則制定・変更時の意見聴取、労使協定の締結、安全衛生委員の労働者側推薦委員の推薦依頼です。そして、私たち労働者を代表するのが、事業場毎の過半数労働組合または労働者の過半数代表です。

琉球大学では、団体交渉において審議され合意されたものを、過半数代表者がその審議経過を踏まえ、意見書を付すようにしてきました。そうすることで、組合の交渉の内容、結果が正しく規則改定に反映されることとなります。今年度の団体交渉では、「職員就業規則」や「職員給与改定」、また「職員の労働時間等に関する規程」など、合意された幾つかの重要事項があります。もちろん時間外・休日労働に関する労使協定や4週間単位の変形労働時間制といった、これまで三者連絡会が勝ち取ってきた重要な協定も、過半数代表者との調印が必要です。さらに、今回のように「諭旨解雇」等が新たに提出されるにあたっては、過半数代表者がしっかりと意見書を付すことが何よりも重要です。これまでも、団体交渉を積み重ねてきた三者連絡会の成果・課題を意見書として付すことができるよう、三者連絡会から団体交渉にも参加している方に過半数代表者をお願いし、事業場のみなさんの了解を得てきました。

**三者連絡会**からは、今年度の過半数代表者に**石川敏文さん**(医学部学生支援係長)が代表として立候補しています。

組合員の皆さんはもとより、琉球大学で働かれている全ての職員の皆さんの手で、過半数代表者選挙を成功させ、琉球大学をより良い大学へと発展させて参りましょう!!

**宜しくご協力ください!!**

**投票期間：3月16日(月)～3月18日(水)**

**投票場所：各部局選挙管理委員会が設置する場所**